

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年8月7日（金）15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所 2号館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	3番	杉田恒雄
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 空き家に付属した農地指定について  
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農地移動適正化あっせんの申し出について

報告事項 第2号 農用地利用配分計画の認可について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	網城 修
主幹・農地係長	石井 良市
副主幹	杉田 岳彦
主任主事	池畑 聡哉

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和2年第8回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 杉田委員、4番 川名委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から2について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 上真倉 山ノ神 619番、登記地目、現況地目共に畑、169㎡で、売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内上真倉にお住いの41歳の方です。譲受人は市内上真倉にお住いの57歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営を縮小するため譲受人に譲り渡します。

譲受人は自宅に近く利便性が良いこの土地を取得し、豆類等を栽培し、農業経営の拡大をはかります。

整理番号2 所在地は 茂名 矢田 168番外1筆、登記地目、現況地目共に田で、合計面積273㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内上真倉にお住いの70歳の方、譲受人は市内上野原にお住いの69歳の方です。

事由としては、譲渡人はこの土地を相続したが、農業経験がなく耕作できないので譲受人に譲り渡します。

譲受人は耕作地の隣地であり、農地の荒廃化を防ぐためこの土地を取得して、稲作を行います。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

全ての案件において、まず、第2項第1号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長

説明が終わりました。  
質問、意見等ございますか。

その他に質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 こちらは次の議案第3号の整理番号1で審議する案件の計画変更です。

所在地は 上真倉 向田嶋 2245 番 1、登記地目、田、現況地目は宅地で、面積は 333 m<sup>2</sup>です。

申請人は市内上真倉の法人です。

昭和 52 年に当初計画者である譲渡人が 専用住宅を建設するための許可を取りましたが、都合により実行できなかった事業を変更し、宅地分譲として提供します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅建設という当初計画を変更し、宅

地分譲として提供するものです。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を見てきましたが、問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1から4について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 上真倉 向田嶋 2245番1、登記地目、田、現況地目は宅地で、面積は333㎡です。

申請人は市内藤原にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在借家等に暮らしている方々の持ち家保有の根強いニーズに対応し、申請地を良質な分譲地1区画として提供します。

議案第2号の計画変更に係る事業です。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年9月20日から工事着手し、令和2年12月31日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 船形 <sup>そりた</sup>反田42番3外1筆、登記地目、現況地目共に畑で、面積は138㎡です。

申請人は市内船形の方です。

転用の事由及び施設は、宅地が狭く、生活に不便をきたしているもので、宅地に隣接する申請地を父から借受け、家財道具等を保管する物置を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域

内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年9月1日工事着手し、令和2年9月30日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3と4は同一事業ですので、併せて説明します。所在地は見物大坪1668番1外3筆、登記地目、現況地目共に畑で、合計面積は1634㎡です。

申請人は東京都中央区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による固定価格買取制度に基づく投資として、太陽光発電所を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日に工事着手し、令和2年10月31日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

また、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、宅地分譲を提供するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

推進委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、自家用物置を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3 番委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
推進委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議 長	整理番号 3 及び 4 については、太陽光発電設備建設のための申請になります。  2 番委員、ご意見等ございますか。
2 番委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
推進委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。  質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員)  許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。  つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「空き家に付属した農地指定について」を議題とします。 資料の 4 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号 1 所在地は 神余 平田原 1433 番 1、登記地目、現況地目共に畑、708 m <sup>2</sup> です。 申請人は市内神余にお住いの方です。 空き家の所在地は神余 1432 番 1 です。
議 長	説明が終わりました。 質問、意見等ございますか。  その他に質問、意見等ございますか。  質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「指定」することについて決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

指定とする者全員と認め、「指定」として決定いたします。

つづきまして、議事日程第5議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の5ページから8ページ、整理番号1から27について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、高井 月除 344 番 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 977 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は10,000 円です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者は山本の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、再設定となります。

整理番号2 所在地は、正木 新田 4506 番 地目は田で、面積 747 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米 30kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、再設定となります。

整理番号3 所在地は、正木 新田 4487 番 地目は田で、面積 1,110 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和7年8月31日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号4 所在地は、腰越 東 902 番 1 地目は田で、面積 2,973 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は10a 当たりコシヒカリ1等米 30kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号5 所在地は、布沼 平砂浦 1210 番 53 地目は田で、面積 674 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和32年8月31日までの30年間で、新規設定となります。

整理番号6 所在地は、布沼 平砂浦 1210 番 55 地目は田で、面積

674 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和32年8月31日までの30年間で、新規設定となります。

整理番号 7 所在地は、沼 宮田 1755 番 地目は畑で、面積 2,669 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料は 300,000 円です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者も沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和7年8月31日までの5年間で、再設定となります。

整理番号 8 所在地は、沼 宮田 1761 番 地目は田で、面積 762 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30kg です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者も沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和7年8月31日までの5年間で、再設定となります。

整理番号 9 所在地は、沼 作ノ田 1828 番 地目は田で、面積 2,110 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60kg です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者も沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和7年8月31日までの5年間で、再設定となります。

整理番号 10 所在地は、沼 見余 1745 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,152 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120kg です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者も沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和7年8月31日までの5年間で、再設定となります。

整理番号 11 所在地は、坂井 田代台 289 番 1 地目は畑で、面積 714 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料は 10,000 円です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は坂井の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和3年8月31日までの1年間で、新規設定となります。

整理番号 12 所在地は、藤原 佐野方 865 番 1 外 4 筆 地目は畑で、合計面積 4,835 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者は茂名の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 13 所在地は、茂名 矢田 176 番 外 2 筆 地目は田で、



合計面積 1,334 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は茂名にお住まいの方、借受者も茂名の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和7年8月31日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 14 所在地は、布沼 サク 22 番 外 18 筆 地目は田と畑で、合計面積 9,697 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者は布沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和18年7月31日までの15年11ヵ月間で、新規設定となります。

整理番号 15 所在地は、布沼 亀山前原 909 番 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 1,728 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 16 所在地は、佐野 芝下 620 番 外 2 筆 地目は田と畑で、合計面積 3,351 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 17 所在地は、佐野 富士見台 40 番 地目は田で、面積 942 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 18 所在地は、佐野 押出 2175 番 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 1,073 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 19 所在地は、佐野 下ノ作 264 番 2 地目は田で、面積 753 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 20 所在地は、佐野 下ノ作 264 番 1 地目は田で、面積

727 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 21 所在地は、佐野 南原 122 番 外1筆 地目は田で、合計面積2,329 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 22 所在地は、布沼 原下 1775 番 地目は畑で、面積1,572 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は10,000円です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 23 所在地は、佐野 芝下 603 番 地目は田で、面積1,570 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 24 所在地は、佐野 南原 123 番 地目は田で、面積2,003 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和12年8月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 25 所在地は、洲崎 中原 780 番1 外2筆 地目は田で、合計面積1,287 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は20,000円です。貸付者は洲崎にお住まいの方、借受者は洲崎の法人です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和5年8月31日までの3年間で、新規設定となります。

整理番号 26 所在地は、洲崎 中原 780 番2 地目は田で、面積429 m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は7,000円です。貸付者は洲崎にお住まいの方、借受者は洲崎の法人です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和5年8月31日までの3年間で、新規設定となります。

整理番号 27 所在地は、見物 馬場 288 番 地目は畑で、面積604

m<sup>2</sup>の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は10,000円です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は洲崎の法人です。設定の始期は令和2年9月1日から、終期は令和5年8月31日までの3年間で、新規設定となります。

以上27案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農地移動適正化あっせんの申し出」を報告します。

資料の9ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は神余 鍛冶屋前59番1外1筆、地目は全て田で、合計面積は734m<sup>2</sup>です。

申出者は中央区千葉市にお住まいの方です。

申出理由は、居住地が遠方であり、今後も当該物件での耕作の予定が無いため売却したいとのこととです。

議長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を選出します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員にお願いすることになっております。

整理番号1については、豊房・神余地区ですので、平嶋推進委員と石井推進委員にお願いします。

なにか、不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の10ページから13ページ、整理番号1から20について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた土地について、受け手と貸借権の設定を行ったものです。

整理番号1 所在地は 亀ヶ原 町ノ内 185 番 地目は田で、面積1,428 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が国分の方から借り受け、3月総会において、承認された案件です。

使用貸借権の設定で、借受者は南房総市の方です。期間は、許可公告日の令和2年6月24日から令和7年3月31日までの約4年9カ月です。

整理番号2 所在地は 正木 新田 4530 番 外1筆 地目は田で、合計面積4,103 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、3月総会において、承認された案件です。

使用貸借権の設定で、借受者は南房総市の方です。期間は、許可公告日の令和2年6月24日から令和7年3月31日までの約4年9カ月です。

整理番号3 所在地は 稲 岩ヶ崎 522 番 外3筆 地目は田で、合計面積11,159 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が稲の方から借り受け、3月総会において、承認された案件です。

貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米300kgです。借受者は大神宮の方です。期間は、許可公告日の令和2年6月24日から令和7年3月31日までの約4年9カ月です。

整理番号4 所在地は 広瀬 西添 1441 番 地目は田で、面積1,714 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が腰越の方から借り受け、3月総会において、承認された案件です。

貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米30kgです。借受者は大神宮の方です。期間は、許可公告日の令和2年6月24日から令和7年3月31日までの約4年9カ月です。

整理番号5 所在地は 腰越 上ノ台 48 番 1 外2筆 地目は田と畑で、合計面積4,173 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が腰越の方から借り受け、3月総会において、承認された案件です。

使用貸借権の設定で、借受者は腰越の方です。期間は、許可公告日の令和2年6月24日から令和7年3月31日までの約4年9カ月です。

整理番号6 所在地は 上野原 天神 453 番 外1筆 地目は田で、

合計面積 6,880 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が国分の方から借り受け、3月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 128kg です。借受者は上野原の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 6 月 24 日から令和 7 年 3 月 31 日までの約 4 年 9 カ月です。

整理番号 7 所在地は 安布里 和田 248 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,832 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が横浜市の方から借り受け、3月総会において、承認された案件です。

使用貸借権の設定で、借受者は安布里の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 6 月 24 日から令和 12 年 3 月 31 日までの約 9 年 9 カ月です。

整理番号 8 所在地は 安布里 和田 247 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,877 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が安布里の方から借り受け、3月総会において、承認された案件です。

使用貸借権の設定で、借受者は安布里の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 6 月 24 日から令和 12 年 3 月 31 日までの約 9 年 9 カ月です。

整理番号 9 所在地は 正木 上沼 2226 番 地目は田で、面積 1,021 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、4月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料は 2,552 円です。借受者は南房総市の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 4 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 10 所在地は 正木 上沼 2224 番 1 地目は田で、合計面積 1,021 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、4月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料は 2,552 円です。借受者は南房総市の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 4 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 11 所在地は 正木 上沼 2227 番 地目は田で、面積 1,021 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、4月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料は 2,552 円です。借受者は南房総市の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 4 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 12 所在地は 国分 五反田 524 番 地目は田で、面積 2,958 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が国分の方から借り受け、4月総会にお

いて、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 89kg です。借受者は大神宮の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 4 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 13 所在地は 広瀬 伊田原 1627 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,242 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会がの方から借り受け、4 月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 128kg です。借受者は大神宮の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 4 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 14 所在地は 山本 引田 49 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 6,136 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が国分の方から借り受け、4 月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 180kg です。借受者は大神宮の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 4 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 15 所在地は 正木 新作 919 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,359 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、4 月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料は 32,154 円です。借受者は正木の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 4 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 16 所在地は 那古 神明 1715 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,936 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、4 月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料は 17,616 円です。借受者は正木の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 4 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 17 所在地は 正木 三貫目 1420 番 地目は田で、面積 1,366 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、5 月総会において、承認された案件です。

使用貸借権の設定で、借受者は正木の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 7 月 8 日から令和 7 年 5 月 31 日までの約 4 年 11 カ月です。

整理番号 18 所在地は 正木 新田 4478 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,920 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が千葉市の方から借り受け、5 月総会において、承認された案件です。

使用貸借権の設定で、借受者は南房総市の方です。期間は、許可公告日の令和2年7月8日から令和7年5月31日までの約4年11カ月です。

整理番号 19 所在地は 稲 岩ヶ崎 519 番 地目は田で、面積 2,975 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が稲の方から借り受け、5月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 89kg です。借受者は大神宮の方です。期間は、許可公告日の令和2年7月8日から令和7年5月31日までの約4年11カ月です。

整理番号 20 所在地は 正木 新作 925 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 7,993 m<sup>2</sup>を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、5月総会において、承認された案件です。

賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 240kg です。借受者は正木の方です。期間は、許可公告日の令和2年7月8日から令和12年5月31日までの約9年11カ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。  
つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願いします。

主 幹

9月の総会日程について、次回は9月8日(火)を予定しています。  
場所は、本館2階会議室で行います。

議 長

以上で、第8回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 脇田 安保

館山市農業委員会委員 杉田 恒雄

館山市農業委員会委員 川谷 尚也

